

# けんぽニュース



初春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
本年も、事業主様ご担当者様の健保業務へのご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 1. 令和4年1月1日付で退職後の任意継続被保険者制度（以下、任継）の改正がありました。

### ①資格喪失の理由の追加

これまでは任継の喪失理由は、2年経過・再就職・保険料未納・後期高齢者医療制度への移行・本人死亡によるものでしたが、令和4年1月以降、「本人からの申し出」による喪失理由が追加されました。これにより、資格喪失の申し出をおこなった翌月1日付をもって資格喪失できるようになりました。

### ②標準報酬月額の上限についての改正

任継の保険料を決定するための基となる標準報酬月額につきまして、これまでは、

(ア) 退職時点での標準報酬月額

(イ) 当組合の全加入者の前年9月30日における平均報酬月額（現在360千円）のどちらか低い方でしたが、法改正により（イ）は、任意の上限金額（平均標準報酬月額より高く）に変更できるようになりました。

ただし、当健保では当面はこれまでと同様の取扱いとし、（イ）の平均報酬月額を上限とします。これにより令和4年度の平均標準報酬月額は（380千円）ですので、**本年4月以降の任継の保険料の上限標準報酬月額は（380千円）になります。**

- ## 2. 現時点で、特定健診等今年度いずれの健診も受診されていない**40歳以上のご家族**に「**健診勧奨通知**」をご自宅宛てに委託業者である（株）JMDCより1月下旬以降順次発送いたします。ご家族宛の通知にも記載しておりますが、健診結果受領までのタイムラグがあるため、受診済みの方にもご案内が届く場合がございますが行き違いですので、ご了承くださいませようをお願いいたします。
- また、機会がございましたら従業員の皆様に**40歳以上のご家族の健診受診**を勧めていただけるよう、事業所様からもご案内等ご協力頂けましたら幸いです。

### 【情報提供】～「こころの耳」をご存じですか？～

他者とのコミュニケーションが通常より取りづらくなっている昨今、従業員の方のメンタルヘルスについては事業主様、ご担当者様の気になるところではないでしょうか。

**厚生労働省の「こころの耳」ホームページをご確認ください。**

eラーニング等でメンタルヘルスの基礎知識から対応方法まで知ることができます。社内でメンタルヘルスの問題がないうちから、症状や対応などを知っておくと安心です。ページ上部ビルマークが事業者向け、水色の人マークが上司向けの情報となっています。支援するご家族向けの情報なども掲載されており多彩なコンテンツですのでぜひご活用ください。

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。（ホームページもご利用下さい。）